

○松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施要領

平成19年2月2日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、松浦市安全・安心住まいづくり支援事業実施規則（平成19年松浦市規則第4号。以下「規則」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(診断対象住宅)

第2条 規則第5条第1号に規定する市長が別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当する住宅とする。

- (1) 昭和57年1月1日現在存していたもので、本市の固定資産税課税台帳に記載されているもの
- (2) 当該住宅に係る不動産登記簿謄本の原因及びその日付により、昭和56年8月末日以前に建築されたことが確認できるもの
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による工事届が受理されたもの
- (4) その他市長が認めるもの

(耐震改修工事施工者)

第3条 規則第18条に規定する市長が別に定める者は、次の各号の全てに適合する事業所とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に主たる営業所を有する事業所又は市内に支店若しくは営業所等を設置している事業所
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた事業所

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。